

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年8月30日(2007.8.30)

【公開番号】特開2006-72996(P2006-72996A)

【公開日】平成18年3月16日(2006.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2006-011

【出願番号】特願2005-238033(P2005-238033)

【国際特許分類】

G 0 6 F 21/24 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 12/14 5 4 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月10日(2007.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピューティング装置のディスプレイにセキュリティインジケータを表示する方法(300)であって、

セキュアデータが該コンピューティング装置に記憶され、暗号化されたとき、少なくとも1つのデクリプトされた暗号化キーを使用してセキュアデータの暗号を解読でき、

該方法が、

a) 該コンピューティング装置がいつロック状態になったのか検出するステップ(310)であって、該ロック状態では、ユーザの認証が成功するまで、該コンピューティング装置へのアクセスは防がれる、ステップと、

b) 該コンピューティング装置が該ロック状態にある間、該コンピューティング装置の1つ以上のアプリケーションのいずれかによりセキュアデータの暗号が解読できたか否か判断するステップ(320、320b)と、

c) 該コンピューティング装置が該ロック状態にある間、該1つ以上のアプリケーションの少なくとも1つによってセキュアデータの少なくとも一部の暗号を解読できたと該判断ステップで判断された場合、第1のインジケータを表示するステップ(340)と、

d) 該コンピューティング装置が該ロック状態にある間、該コンピューティング装置の1つ以上のアプリケーションのいずれによってもどのセキュアデータの暗号も解読できなかったと該判断ステップで判断された場合、第2のインジケータを表示するステップ(330)と

を包含する、方法。

【請求項2】

前記コンピューティング装置がモバイル装置(100)である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1のインジケータが、ロックが解除された南京錠に類似したアイコンであり、前記第2のインジケータが、ロックされた南京錠に類似したアイコンである、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

動作を実行するために、前記コンピューティング装置がロック状態にない間、前記セキ

ユアデータへのアクセスを要求する各アプリケーションにチケットを発行するステップ(302)であって、該動作が完了したとき、発行されたチケットを解放するように各アプリケーションが適合されている、ステップと、

該コンピューティング装置の1つ以上のアプリケーションのいずれによってもどのセキュアデータの暗号も解読できないように、全ての発行されたチケットが解放されたと判断すると、少なくとも1つの暗号化キーを削除するステップ(328)と

をさらに包含し、

前記ステップb)は、全ての発行されたチケットが解放されたか否かを判断するステップ(320、320b)を包含する、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

少なくとも1つのアプリケーションの各々に対して、前記コンピューティング装置がロック状態にない間、各アプリケーションによりセキュアデータのサブセットの暗号が解読されて使用されたとき、プレインテキストとして該セキュアデータのサブセットをマークするステップ(304)であって、該マークされたサブセットの使用後そのサブセットを削除するように各アプリケーションが適合されている、ステップと。

前記第2のインジケータが表示される前に、該全てのマークされたサブセットが削除されたと判断するステップ(320b)と

をさらに包含する、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

全ての発行されたチケットは解放されているが前記マークされたサブセットのうちの全てが削除されているわけではないと判断された場合に、第3のインジケータを表示するステップをさらに包含する、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

コンピューティング装置で実行するソフトウェアアプリケーションであって、該アプリケーションが、コンピュータ読み出し可能記録媒体に記録された複数の命令を有し、該命令が、請求項1～6のいずれか1項に記載のコンピューティング装置のディスプレイにセキュリティインジケータを生成する方法の命令である、ソフトウェアアプリケーション。

【請求項8】

コンピューティング装置のディスプレイにセキュリティインジケータを生成するデータ保護システムであって、

セキュアデータが該コンピューティング装置に記憶され、

暗号化されたとき、少なくとも1つのデクリプトされた暗号化キーを使用してセキュアデータの暗号の解読をするように該データ保護システムが適合され、

該データ保護システムが、

該コンピューティング装置がいつロック状態であって、該ロック状態では、ユーザの認証が成功するまで、該コンピューティング装置へのアクセスは防がれる、ロック状態になったのか検出し(310)、

該コンピューティング装置が該ロック状態にある間、該コンピューティング装置の1つ以上のアプリケーションのいずれかによりセキュアデータの暗号が解読できたか否か判断し(320、320b)、

該コンピューティング装置が該ロック状態にある間、該1つ以上のアプリケーションの少なくとも1つによりセキュアデータの少なくとも一部の暗号が解読できたと該判断ステップで判断された場合、第1のインジケータを表示し(340)、

該コンピューティング装置が該ロック状態にある間、該コンピューティング装置の1つ以上のアプリケーションのいずれによってもどのセキュアデータの暗号も解読できなかつたと該判断ステップで判断された場合、第2のインジケータを表示する(330)

ようにさらに適合されている、データ保護システム。

【請求項9】

前記コンピューティング装置がモバイル装置(100)である、請求項8に記載のデータ保護システム。

【請求項 10】

前記第1のインジケータが、ロックが解除された南京錠に類似したアイコンであり、前記第2のインジケータが、ロックされた南京錠に類似したアイコンである、請求項8または9に記載のデータ保護システム。

【請求項 11】

動作を実行するために、前記コンピューティング装置がロック状態にない間、該動作が完了したときに発行されたチケットを解放するように適合されたアプリケーションであってセキュアデータへのアクセスを要求するアプリケーションの各々にチケットを発行し(302)、

該コンピューティング装置の1つ以上のアプリケーションのいずれかによってもどのセキュアデータの暗号も解読できないように、全ての発行されたチケットが解放されたと判断すると、少なくとも1つの暗号化キーを削除する(328)

ように適合されている、請求項8～10のいずれか1項に記載のデータ保護システム。

【請求項 12】

少なくとも1つのアプリケーションの各々に対して、前記コンピューティング装置がロック状態にない間、各アプリケーションによりセキュアデータのサブセットの暗号が解読されて使用されたとき、プレインテキストとして該セキュアデータのサブセットをマークすることであって、該マークされたサブセットの使用後、各アプリケーションはそのサブセットを削除するように適合している、マークをし(304)、

前記第2のインジケータが表示される前に、全てのマークされたサブセットが削除されたことを判断する(320b)

ようにさらに適合している、請求項11に記載のデータ保護システム。

【請求項 13】

全ての発行されたチケットは解放されているが前記マークされたサブセットのうちの全てが削除されているわけではないと判断された場合に、第3のインジケータを表示するようにさらに適合している、請求項12に記載のデータ保護システム。